

令和2年度第2回鳥取県手話施策推進協議会議事録

【日時】令和3年2月17日（水）午前10時～正午

【場所】リモート及び鳥取県庁第22会議室

■開会

（事務局）

皆様おはようございます。

定刻になりますので、ただいまより、令和2年度第2回目の、鳥取県手話施策推進協議会を開催させていただきます。私は障がい福祉課の大森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

では開会にあたりまして、障がい福祉課の藤田課長よりご挨拶を申し上げます。

（藤田課長）

おはようございます。ご多用のところ協議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、段階を上げた感染予防対策にお取り組みをいただきまして、事業継続にお力添えをいただいておりますことを感謝申し上げます。ワクチン接種の情報も徐々に伝わって参りました。多様な場面での意思疎通支援や、そして情報伝達のあり方についても、必要な情報保障のあり方について、しっかりと検討していかなばと思っていますところでございます。

さて、本日の会議は、手話施策推進計画につきまして、改めてその内容と、そして、施策の推進状況をここで共有をいたしまして、今後、どのように前進させていくか、そんなことを共有して参りたいと思います。

そして特に教育につきまして、学校現場における取り組みを教えていただきながら、意見交換を進めて参りたいと考えております。皆様におかれましてはぜひ、活発にご議論をいただき、そしてご提案を賜りますように、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

（事務局）

ありがとうございました。本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、オンライン会議システムを使って、開催させていただいております。本日のご出席者につきましては、お手元資料の2枚目の名簿の方に記載をさせていただいております。今岡委員と、山田委員につきましては、リモートでのご参加をいただいております。大塩委員はリモートでの予定でしたが、会場に来ていただいております。また、オブザーバーの方につきましては、仲田様と、宮崎様がリモート参加になります。どうぞよろしくお願ひいたします。また、オブザーバーのうち、山本様と筒井様につきましては欠席になっております。

では議題に入ります前に、お願ひががございます。本日リモート開催ということもございますので、まず、発言される際には、手を挙げていただき、名前を名乗ってから、ゆっくりとご発言いただきますようお願いいたします。それでは議事の進行役は、議長である石橋会長に務めていただくことになっておりますので、今後の進行につきましては、石橋会長にお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

（石橋会長）

皆さん、おはようございます。

今回の手話施策推進協議会、初めてオンライン形式で開催されることになりました。今まで、対面で皆さんにお集まりいただいて開催してはいたけれども、このような場で進行を務めさせていただきます。不慣れですが、皆さんよろしくお願ひいたします。

今、コロナ禍であります。日本で初めてワクチン接種が、まず医療従事者に今日からスタートしました。高

齢者、それから障がい者の順番に、少しずつ接種が開始されますけども、特にきこえない方、きこえにくい方への情報が十分ではない中で、どのようにワクチン接種を受けていただくのか、どういう進め方が対策としてどのように求めていったらいいのか、十分理解した上で、接種するか、もしくは接種しないという自己判断ができる方法が重要になると思います。

一方、その指示を受けて動くのではなくて、どのような支援を進めていったらいいのか今後の課題に上がってくるかと思っています。

もう1点。今回の議題にもありますが、GIGA スクール構想について、全国的にGIGA スクール構想が動いていますけどもトップバッターとして長野県が動き始めています。長野県モデルとして動き始めました。鳥取県としても、鳥取県モデルというものを示していかなければいけないと思っています。

全国初の手話言語条例が制定された鳥取県ですから、何か、どんな形がいいのか、そのGIGA スクール構想を聞こえない子どもたちが取り残されないように、そのことを私たちがきちんと示す責任を担っているかと思っています。

そして今年7月1日の予定ですが、全国で電話リレーサービスが始まります。電話をかける、受けるという双方に、聞こえる人と対等で同等に、私たち聞こえない人も電話を使うことができるようになります。喜ばしいことです。110番、119番、そういう緊急時の連絡を、聞こえない人も連絡できるということは大きな変化です。やっと聞こえる人と同等に動けるようになった。そういう共生社会が実現されていくということで、今までできなかったことが、もう目の前にできるようになるという、すごく感慨深く感じています。

今日の議題は本当に膨大にあります。12時までにすべて終わることができるのか、ちょっと心配しておりますが、進行にあたっては皆さんにご協力いただくことになっていきますがよろしく願います。

■議事（1）令和3年度当初予算(案)GIGA スクール構想の実現

（石橋会長）

では、議事に入ります。各議事について、事務局からまずご説明をお願いします。その後に、皆さんからご意見をいただいて意見交換を始めたいと思います。

ではまず、議事1、令和3年度当初予算案としてGIGA スクール構想の実現について、こちらは、会議テーマとして取り上げられている教育分野での新しい取組みとなります。ご説明をよろしく願います。

（特別支援教育課 山本課長）

特別支援教育課です。よろしく願います。

GIGA スクール構想というのは、聞かれた方も多いかもわかりませんが、簡単に内容等を説明させていただきます。

ちょうど1年前ぐらいになりますけども、コロナウイルスが、広がって参りまして、昨年3月、全国で一斉休業ということになりました。本県の場合3月いっぱい終わったんですけども、他の県では、7月までとか、休校になったところもあります。それで多くの児童生徒が、自宅の方で学習をしないといけないということで、どのようにして、この学習を確保していくのかということが大きな問題となりまして、国の方で、GIGA スクール構想ということで、ICTを使った遠隔教育を進めていこうということになりました。

それで資料3ページの周知方法ですね、左の真ん中ぐらいにあると思いますけども、児童生徒の端末を1人1台、これから整備していくということで、大変大きな予算がついております。本県の場合、小中学校の義務教育のお子さんにつきまして、すべての小中学生1人1台のタブレットを配布する計画になっておりまして、この計画が今年度中には終わるように、今進んでいるところでございます。

令和3年度、来年度から、このタブレットを使っていろいろな教育が始まるということになります。

実際は離れていても、いろいろ授業を受ける方は家庭で学べるようになるということで、来年度から授業のや

り方ということも大きく変わっていくということになります。これが全国の流れです。鳥取県だけではなくて、島根県、岡山県さんも同様にやっていくということになります。4ページをお願いします。

ICTを活用した手話パワーアップ事業というのを、本県で取り組んでいきたいと思っております。

大きく分けまして二つの内容を進めていきたいと考えております。三つ目のポツですけども、来年度この義務教育のタブレットを使って、何とか手話検定ができないかなというふうなことを考えて、来年度、検討委員会を立ち上げたいと考えております。

石橋会長様からもありましたけども、鳥取県手話言語条例を初めて制定したということで、小中高、手話教育に熱心に取り組んでいるところですけども、なかなか最初の取っかかりといいますか、自分がどの程度のレベルにあるのか、また自分が向上していく方法がわからないんじゃないかというような声も聞いております。このタブレットを使って研修、試験等を行ってですね、自分のレベルが今10級なのか、それとも9級なのか、例えば10級であれば、挨拶ができる程度とか、9級であれば、日常会話の簡単なものができるとか、小学校1年から例えば中学校3年生まで、中学3年生である程度日常会話ができるようなところまでできないかということで、来年度、ぜひ石橋会長さんなどの協力を得ながら、そういうことをタブレットを使ってできないかということで検討していきたいと思っております。

それから三つ目の丸ポツでございますけども、先ほど申しました通りで、このように同じように離れていても、授業ができるわけですし、また大きな画面とかを使いながらできる、または手元に置いて人がやっている手話が見えるということですので、遠隔授業等の体制を作っていきたいと考えております。

特にろう者の方の触れ合いの確保ということで、この遠隔を使って、できないかなと思っておりますし、またろう者の方が、なかなか言い方が失礼なのかわかりませんが、東部とか西部のある地域に、特定の地域にある程度住まれていることもあると思いますので、なかなか少ないときにはいけないということがあるに聞いておりますのでこの遠隔を使いながら、各地域、中山間地の小学校とかと連携をとりながら手話学習を進めていきたいということを考えております。

将来的にはですね、手話ハンドブックを今、各小学校一年生とかに配っているのですが、これについても、タブレットを使って何か動画でできないかということも考えていきたいと思っております。予算的には先ほど申しました通りで、検定の開発とか、遠隔の手話学習支援とかを来年度進めていきたいと思っております。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。

先ほど事務局の方からご説明をいただきました。このことについて、ご質問、ご意見はありますか。

(国広委員)

説明ありがとうございました。

パワーアップ事業の資料の児童用手話検定と遠隔手話学習、この2点について質問をいたします。

まず手話検定についてですが、検討委員会を立ち上げるという話でしたが委員の数は何人ぐらいを想定していらっしゃるのかということと、令和3年の何月ぐらいから実際にその検討に入るご予定なのかというのが、検定に関しての質問です。

それと、遠隔手話学習の実施で、高齢化しているとか、移動の負担軽減とありますが、その実態はどうなのか。例えば、60代70代でも十分動ける人もいますし、実際に聞こえない人でも、積極的に子供たちへの声かけをしているというニュースも見たことがあります。単純に派遣旅費の削減に繋がるというところにつなげてしまうのは、どうなのかな。対面の良さはあります。様々な学習形態に対応できるという面は、確かにそうだと思いますが、遠隔手話学習と体験で実際に子供たちと触れ合っていく部分のバランスを教えていただけ

ればと思います。

(石橋会長)

事務局の方からご説明をお願いいたします。

(特別支援教育課山本課長)

はい。特別支援教育課です。ご質問ありがとうございます。

委員は11名、聴覚障害者協会のご推薦とか、または聾学校とかひまわり分校とか、手話普及支援員さんとか、または特別支援教育の担当指導主事を今考えているところでございます。

時期といたしましては、3回程度を考えておりますので、5月か6月に第1回目を開催したいというようなことを思っております。

それから高齢者ということで、大変失礼な言い方で申し訳なかったですけども、実際に小学校中学校に行っているんですけども、やはり就職、職についての方はなかなか行けないということで、高齢者の方に、それもある一定の方をお願いをしているということになっておりまして、遠距離の移動が毎日というのは辛いというようなことも聞いておりまして、このようなことを書いております。

決して何歳だから駄目だということではなくて、本人さんがやる気があって、いいよと言っていたらぜひお願いをしたいと思っております。

それから対面が重要なこともよくわかっております。わかっているつもりです。各学校の方と事前にお話させていただきまして、対面がいいのか、それとも遠隔でいいのかというようなことで、どちらかを選択したいと思っておりますし、リモートでもう一つ、いいことがあります。ちょっと手話普及支援員さんには負担になるんですけども、特に移動時間がなくなりますので、例えば今まで1日、1ヶ所しかできなかったのが、2ヶ所にできるとか、いうこともありますので、先ほど申しました通りで、こちらの予算もあると思っております。そこら辺をよく学校と話をしながら、どのような格好にするかということは検討していきたいと思っております。決して全部をリモートにするということは考えておりません。以上です。

(石橋会長)

はい。よろしいですか。その他、ご意見等はございますか。

(尾田委員)

県東部聴覚障害者センターの尾田と申します。私個人的なことで意見を申しませんが、私の娘が小学校3年生ですが、手話学習を始めました。小学校では、3年生になると手話学習が始まります。でもコロナの影響で、オンライン授業となっています。手話普及支援員さんをつないで授業をしているという状況です。内容につきましては、手話での発表会のために今練習をしております。

それはとても良いことだと思いますが、発表を見ると間違っているところがあります。子供たち一生懸命頑張っているのにそこはどうなのかなあと思います。

で、対面がいいのか、オンラインがいいのか、どちらがいいというのは言い切れませんが、できれば間違っているところをなおしていく、そういったことを考えると対面の方がいいのではないかと思います。間違ったままで手話を覚えるのはもったいないことであると私個人的には思います。

(石橋会長)

はい。ありがとうございました。事務局の方からお願いいたします。

(特別支援教育課山本課長)

はい。特別支援教育課です。

そういうご心配もあると思っております。間違いがないようですね、確認はしていきたいと思えますし、リモートで足りない点については対面の方でとか考えていきたいと思っております。

先ほど最初に言っていただきましたように、リモートも良い点があるということで、リモートと対面の良いところを取りながら、より良いものにしていきたいと思えますので、またこのような場でですね、ご意見をいただければなと思えますので、よろしく願いいたします。

(石橋会長)

ありがとうございました。その他はどうでしょうか。私の方からよろしいでしょうか。

まず、私が懸念している部分を申し上げます。GIGA スクール構想ですが、確かに良い面があります。

1人ずつタブレットが配布されるということは、聞こえない、聞こえにくい子どもたちへの情報保障が取り残されやすいという課題がありますから、実際に、ICTを使って、遠隔システムを活用する。要は、音声言語対応のシステムになりがち。音声を出せばすぐに画面にスピーカービューとなる。聞こえない子どもたちは手話言語で表現します、音声は出しません。そういう面を考えると、誰が発言をしているのかっていうところは、馴染まないではないかというところを懸念しています。そういう不安の声を他でも聞いています。

オンライン授業なんですが、なかなか受けづらい、受けにくいという学生たちがたくさんいるという課題があります。私が先ほど挨拶でも申し上げましたけれども、誰も取り残さないという理念を強く掲げていかなければと思っております。

それからもう一つは、遠隔システムに適用した手話通訳者が、現時点では養成が全く行われていません。実際に今、知事の定例記者会見とか、県議会ですとか、そういうところは、手話通訳者の自主的な努力で研修をしていただいている現状にありますから、手話通訳者が映像で手話言語の表現する研修がないという現状です。

それから文字での情報提供がどこまで必要なのかっていうところ、要約文を提供するのか、文字通訳を提供するのか。テレビの場合でしたら、字幕が出てきます。あれは文字通訳になります。発言した言葉通り、要約した文章ではありません。そうなれば、要約筆記者の養成、研修をしているんですけども、今後、GIGA スクール構想になれば、そういうあたりの情報が、格差といいますか情報がすぼめられてしまうというところが想定されますから、オンラインとか遠隔授業というのは、同時に聞こえる人と同様に、そういう情報を得れるようにする。実際に鳥取県の現状で言えば、文字通訳の養成システムは全くありません。

この課題を今後どうクリアしていくか、今後の課題として上がってくるのじゃないかなと懸念しています。

それから三つ目なんですが、子どもたちが検定試験を受けて資格を取得するということはとてもいいことだと思います。ただ、全国手話研修センターの構想は、子ども向けの手話検定試験を考えているけれども、これと、県が新たに提案された試験のバランス、位置付け。これは全く性格が異なるものなのか、そのバランスを考慮しているものなのか全くその辺りが見えません。以上を懸念しています。よろしく願いいたします。

(特別支援教育課山本課長)

特別支援教育課です。

GIGA スクール自体がちょっと問題点があるのかなというふうに今とらえましたので、例えば文字通訳につきましては、これはうちの方も考えたいと思えますけども、国の方にもいろいろと要望していきたいなというふうに思っております。

また遠隔に対応した、手話の指導員とかがないというふうなことでありましたけども、これもこれからい

ろんなご意見をお聞きしながら対応していきたいなというようなことを思っております。

それから今回の検定ですけれども、国の方で進める子供検定とのバランスは考えているのかと一言をいただきましたけど、はっきり申しまして全く考えておりません。

あくまでも、子供たちが楽しみながら、ちょっと一段ずつ上がっていくようなことで、自分の上がる喜びとか、もしくは自分がどこにいるのかということを、把握できればいいかなと思っております。

この検定がきっかけです、今言われた国の検定試験とかを受けるような格好になれば一番いいのかなと個人的には思っております。

やったけど、なかなか自分がどう状態があるかわからないというような声も聞いておりましたので、「今度7級なった」とか言われれば、ありがたいなと思ってるような検定でございます。説明は以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。皆さんからご意見はいかがでしょう。ないようでしたら、それは続いて、次の議題に入ります。

■議事（2）①「手話施策推進計画の内容及び施策の推進状況」

(石橋会長)

議事2のうち、「手話施策推進計画の内容及び施策の推進状況」について、こちらは今後の計画の見直しに向けて、現在の手話推進計画の施策の状況について、事務局から委員の皆さんに確認等を照会したものです。

6の1、地域、職場等における手話の普及、このあたりについて事務局からご説明をお願いします。

●6-1 ア地域、職場等における手話普及

(障がい福祉課太田室長)

はい。失礼します。事務局の障がい福祉課の太田です。座って失礼いたします。

資料2、5ページをご覧くださいと思います。まず6-(1)のア、地域、職場における手話の普及ということで、項目として1、2、3番、この三つについてご説明をさせていただきます。

まず一つ目、手話学習会開催補助金につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動が低調になっており、活動を維持拡大していくために何か方策が考えられるかというようなご意見をいただきました。

こちらについて、回答を右側に記載しておりますが、手話学習会開催補助金というのは、県内の企業や団体、手話学習グループを対象として、県から補助金を交付しているもので、県社協さんを通じて支援をしているところでございます。

内容は、学習会の開催経費等を助成し、地域での手話普及を進めているところでございます。昨年の回数が85回で、今年が途中段階ではございますが、29ということで半分以下の状況です。参加者は昨年度で1878人に対して、途中段階ではございますが630人ということで半分以下というような状況でございます。

回答としまして、コロナ禍ではありますが、例えば、本日の会議も中止はせずに、こういう形でリモートであるとか、距離をとって開催をしていく、そういう形で広い会場を確保して、距離を取ったり、マスク着用、消毒、検温など、基本的な感染予防対策を実施すれば、例年通り学習会を開催というのは可能と考えておりますので、学習会をぜひこちらとしても継続していきたいと思っておりますので、そういうような基本的な感染予防を実施すれば大丈夫ですよというような形で、昨年度に開催されたグループの方でありますとか、その辺りへの周知等を、社協の皆さんと連携をして、ぜひ、活動について継続、拡大に向けて、取り組みを実施していきたいと考えております。県社協の今岡さんの方も、ご協力ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の手話サークル等助成事業補助金についてということで、こちらの交付をしている活動実績がわからないということのご意見で、どのような活動を実施しているか検証したいというようなご意見

をいただきました。この補助金は、県内の手話サークル等の活動も促進をして、手話の裾野を広げるというのを目的として、サークル連絡協議会の方に助成をしているところでございます。

活動実績として、昨年度です、令和元年度の活動実績を上げておりますが、サークル主催の学習会でありますとか、手話研修事業を、それぞれのサークルの皆さんで行っているというのもありますし、地域の方にも声かけをして実施をしているというものもございまして。昨年度のこのサークル協議会に加盟している団体は35団体、人数としましては620人ということで、多くの団体がこちらの方に加盟をして、様々な取り組みが行われておるところです。

あわせて、手話の普及として、一般の方も対象として、手話関連の映画の上映会でありますとか講演会、サークル協議会だよりということで、広報等も力を入れていただいているところでございます。その他はサークル交流会の開催ということで、それぞれのグループのサークルの活動情報を共有し、さらにその手話の普及に努めていただいているところでございます。県としても、このサークル協議会の活動というのは、手話普及のために、十分に役立っていると考えているところでございます。

続きまして、3点目として手話啓発イベントへの助成についてです。2023年が手話言語条例制定10周年となるので、何か県としてイベントを考えていないかということでございます。こちらについては毎年、手話啓発イベントの助成としまして、鳥取県聴覚障害者協会さんが開催します手話まつりに助成をしております。条例制定10周年の節目については、手話まつりも含めてですね、少し充実するような形で、10周年イベントが開催できないかなと考えておりますので、委員の皆さんとも相談をしながら、今後検討していきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。参考までに手話言語条例一周年記念シンポジウムというのを、平成26年に行いまして、早瀬さんの講演や大杉さんと石野さんに来ていただきパネルディスカッションをしたり、その他に成果発表というようなものもやっております。こういうものも含めて、何かイベントといえますか、10周年記念となるものがないか、考えていきたいと思っております。以上でございます。

(石橋会長)

説明いただきましてありがとうございました。

こちら説明について何か皆さんからご意見はいかがでしょうか。ないようでしたら次に進みます。

●6-1 イ教育における手話の普及

(石橋会長)

6-1、イの、教育における手話の普及についてご説明をお願いします。

(特別支援教育課山本課長)

特別支援教育課です。

手話普及支援員派遣制度についてですね、手話普及支援員のばらつきがあるけども、先ず、手話学習支援員による共通認識をどのように持っているかというご質問をいただきました。

手話普及支援員の情報交換会を毎年度、行っておりまして、日頃の手話の学習の支援状況や他の支援員さんの状況等の意見交換会を設けております。手話普及支援員の業務内容等につきましては、毎年度、資料を通して伝えているところでございます。またそれぞれ良いところがあると思っておりますので、教え方等につきましては、これは、各手話普及支援員さんの良さが生かされるように、お任せをしているところでございます。ただやはり実際に聞きますのはこういう教え方でいいんだろうかという声を聞いておりますので、こうやったらいいんじゃないかとか、助言を受けたりしているという状況でございます。

次に、手話普及支援員が担当する、岩美高校及び米子高校での手話普及について、評価はどのように考えているかということでございます。岩美高校の場合、福祉類型2年生の必修科目として、手話言語基礎1、米子

高校は総合科目の3年生の選択科目で、手話言語という科目に手話普及支援員を派遣していただいております。派遣当初はですね、なかなか、担当教員等も慣れなかったことということで、いろいろ、大変、手話普及支援員さんにお世話になったのですが、少しずつ手話の理解とか、授業の進め方を理解していきまして、現在は良い関係で授業を進めているのではないかなというふうに把握しております。実際に生徒さんは、ろう者の方や、聾学校の生徒さんとの交流を楽しみにしておられますし、また、積極的に手話言語で伝えようとする技能や意欲が高まっているかなと感じているところでございます。

続きまして、学校における、手話に関する情報を受発信する窓口の決定についてということで、すべての小中学校に窓口が設置されているかどうか、また、県内の学校によって、担当教員による温度差があるのではないかとということでご質問をいただいております。県内の学校ですね、窓口の設置率でございますけれども、令和2年度、今年度ですけれども、95.3%という状況でございます。100%になるよう、今後も呼びかけ等を行っていききたいなと思っております。

それから担当教員によって、異動があったりして、ベテランの方とか初めての方もありまして、言われる通りで、温度差があるというふうに思っております。

このために、手話普及コーディネーター等が協力をいたしまして、どのような組み立てをしていいのとか、またはこういうやり方のほうがいいんじゃないかということで、聞いてくださる学校については、指導を行っているところでございます。

また、ベテランの教員がいるところにつきまして、どのような取り組みをされているかということで、これも積極的に周知をしていきたいなと考えているところでございます。説明は以上でございます。

(三王寺委員)

ろう学校との交流学習の推進についてというご質問がありましたので、説明させていただきたいと思えます。ろう学校が実施している交流学習は、主に二つ、居住地交流と学校間交流があります。その違いにつきましては下の注釈のところ、ご覧いただけたらと思えます。まず、居住地交流ですが、これは希望によって行うものでありますので、全くしない、希望しないという方もありますが、希望を聞きまして、相手校と交渉して、行っておるものであります。本日の資料の28ページに、プレゼンを作成しているところに、居住地交流の学校名が書かれていると思えます。小学部では5名中学部では3名が居住地交流を行っています。回数については先ほど言いましたように、1人ずつバラバラというところです。定期的に年に何回と決めて行うケースと、それから、今度この行事があるので一緒にやりましょうというような行事に合わせた交流というような形があるように思っています。

二つ目の学校間交流です。交流校としましては同じく28ページに挙げています。今年度につきましては予定していましたが、できなかつたところもありますし、リモートということになったところもあります。これは学校間での交流です。私たちが出かけたり、或いは来ていただいたりしながら交流をしています。特別な例だと思えますが分校では毎週1回、学校に行き、地域の子供と一緒に学習して帰るというような交流もしているケースがあります。

それから、聾学校同士では、修学旅行の行き先に合わせてろう学校を訪問して、一緒に交流したり、それから大会等で交流を進めています。

もちろん本校と分校とでは学習に応じて、交流を進めていきますし、寮務時間を一緒に行うということで、交流を深めています。その行事に向けて事前にリモートでの学習ということもやっています。幼稚部については、保育園と並行通園をしていらっしゃるお子さんがいます。幼稚部に籍はあるんですけども、主に聾学校の方に通ってこられるんですが、保育園に行く日も設けるといようなことになっています。

長期の夏休みや冬休みであるとか、今まで並行通園が認められないときは、家庭で過ごすというお子さんが多かったのですが、並行通園にこの形をとりましたら、長期の休みは保育園、基本はろう学校の幼稚部という

ようなお子さんも段々と増えて参りました。この回数についても1人ずつ、まちまちというところがございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。

このことについてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(田中委員)

県サ連の田中です。

5 ページの手話普及支援員のところですけれども、情報交換を開催しとされて、情報交換もすごく大事ですが、手話普及支援員のレベルアップのための研修みたいなことは、ないかというのをお聞きしたいのが1点。それからその下の岩美高校、米子高校の手話の科目についてなんですけれども、手話普及支援員を派遣というのが、イメージがつかない。教えるのも全部、これは手話普及支援がされているんですか。その辺が具体的にわからないので、もう少し詳しく教えていただければと思います。

もう一つ、6 ページの一番上の、学校における手話に関する窓口の設置についてなんですけれども、令和2年度の設置率が95.3%ということでしたが、これは設置がされているけど、ちゃんと可動ができているのかという辺りも教えていただければと思います。

(石橋会長)

はい。3点、ご質問がございました。事務局の方からご説明をお願いいたします。

(特別支援教育課)

特別支援教育課です。手話普及支援情報交換会で、そのレベルアップをしてるのかというご質問をいただきました。今回、この情報交換会をするにあたりまして、手話普及支援員さんに確認したところ、レベル的な技術的な確認をしたい、アップをしたいということで、簡単でございますけども、ミニ授業といたしますか、こういう研修会を行う予定にしております。

それから次に高校におきまして、これは手話普及支援員さんが授業を行っているのかということでございますけども、あくまでも授業ですので、教員が教えないといけませんので、先生と支援員さんがペアとなって、学習を行っているということになります。

岩美高校の場合は、先生と支援員さん、それから米子高校の場合は、先生とひまわり分校の先生もしくは、支援員さんという状況になっております。

次に、学校の窓口の関係でございますけども、稼働してるのかどうかということでございますが、これは学習調査の時にそういう窓口を設けているかどうかということで確認をしているものでして、これは稼働という意味が、例えば手話普及支援員が必ず学校に行ってるのかとは、必ずしもリンクをしないということで、ございますけども、そういう窓口を持って何かあれば対応できるというようなことでご理解をいただければと思います。説明は以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(田中委員)

県サ連田中です。高校の授業について先生と支援員が行かれているというお話でしたけれども、学校の先生

が授業をされて、支援員が、その場合は通訳ということになるのでしょうか。

(特別支援教育課中井指導主事)

特別支援教育課の中井と申します。基本的には、高校における手話学習についても、小中学校で行われている手話学習についても、同じ考えです。要は手話に関する授業を行いますので、それは小中高どこであっても、教員が授業を進める形になります。その中で、手話表現であるとか、聴覚障がいに関する理解っていうあたりで、手話普及支援員さんに協力いただきながら、手話のレクチャーをしていただいたり、聴覚障がい理解に繋がる講話をしていただいたりとか、そういう形で、サポートしていただいているという形で、もう授業を進めています。

(田中委員)

ありがとうございます。ということは、ろう学校から行かれる先生は、ろうの先生なんですよ。

(特別支援教育課中井指導主事)

特別支援教育課中井です。それは先ほどの説明で申し上げた米子高校のケースと思ったらよろしいですか。米子高校については、米子高校の先生が T1、授業者の 1 番目して、授業計画や授業を進行しています。科目設置が間もないということで、ひまわり分校の先生に協力していただいて、一緒に授業を進めています。それは、岩美高校の場合は、ろう者の教員に来て欲しいということで、聾学校本校から、ろう者の先生に協力いただいたっていう経緯がありましたけれども、米子高校については、そこは聞かないということで、とにかくひまわり分校の専門性のある先生に、手伝っていただきたいということで、健聴者のひまわり分校の教員が T2 として指導をしています。進める中で、もうちょっと特別なゲストを呼んで授業をしたいという時に、手話普及支援員さんに時々来ていただいたり、ひまわり分校の聾者の先生に時々来ていただいたりというような形で進めています。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(田中委員)

何度も繰り返しお聞きしてすいません。岩美高校についてお聞きしたいんですけども、聾学校の当事者の先生に来ていただいて、そこに支援員さんがついてということは、聾学校の先生は、当然手話で授業をされるわけですよ。その手話の授業をしゃべるときに、支援員さんは、常に支援員としての仕事は、常に読み取り通訳をするわけではないということなんですか。その辺の授業のイメージがつかないので、お願いします。

(特別支援教育課中井指導主事)

特別支援教育課の中井です。ろう者の先生に協力していただいた時には、基本的には手話普及支援員さんが、手話のサポートをしていただき、手話学習のサポートをしていただくのですが、そのろう者の先生の言っている内容なんかが生徒に伝わりにくくなっていうときには、通訳のようなこともしていただいていた。よろしいでしょうか。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(田中委員)

はい。現状はわかりました。

(石橋会長)

時間の都合もありますので、これでよろしいでしょうか。

●6-2 ウ鳥取聾学校における手話による教育の推進

(石橋会長)

次に6-2 ウろう学校等における手話による教育の推進について三王寺先生からよろしく申し上げます。

(三王寺委員)

鳥取聾学校の三王寺でございます。鳥取聾学校のコミュニケーションについて、指導内容とか、今後の方向性ということに、ご質問をいただきました。ありがとうございます。本校は、手話言語条例が制定されてから、第12条にある、「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」というところを、どういうふうにしたら、「手話で学ぶ」「手話を学ぶ」ということになるんだろうかというようなことを、検討して参りました。3年前に、そこをもう少し、みんなで共通理解をして、教育をしていこうということで、手話教育推進委員会というものを立ち上げて検討して参りました。今年度、それが大体まとまったところでございます。現在キューを使って全部話をするキュードスピーチの子はおりません。学校の方針としては、基本は手話言語です。ただ、発達の段階とか実態に応じて、各学部でいろいろ方針を固めているところです。

まず、乳幼児教育相談につきましては、子供の実態に合わせて、キューサインの手の動きとか、それから、口の形を意識したというような活動を取り入れて、手話に向けての土台を作るというか、そういった場面であります。

幼稚部につきましては、それからステップアップしまして、音声を伴う手話言語を基本として使って、意味の理解を深めていったり、キューサインを使って、発音の養生とか、リズムとかを獲得するということを目指しています。

次に小学校部に上がりますと、新しく身につける言葉という時には、キューサインで発音を確認したり、指文字で文字を確認をしたりということで、基本はやはり手話言語です。

中学部も手話言語を基本としております。現在、中学部になってから、聾学校に入ってくるという生徒さんが増えているのが現状です。今まで手話を使って会話をした経験がない生徒さんと、聾学校からずっと上がってきて、手話を主にコミュニケーション手段として使う生徒さんとの、コミュニケーションについて、今年からいろいろと考えてきました。中学部では自分を意識し、肯定的な自己認識というふうに書いておりますが、まず自分を理解する自分を作っていくという大事な時期かなというふうに思います。それで、共通のコミュニケーション手段は手話言語というふうに考えています。中学部から入ってきました生徒も今一生懸命、手話を覚えているところです。

高等部につきましても手話言語が基本です。手話を知らない人、それから指文字を知らない人、もう社会にはたくさんおられますので、状況に応じて、コミュニケーション手段を自分で選んで、使うという力が社会に出た時には必要なのではないかとというふうに考えて指導をしているところです。以上です。

(特別支援教育課山本課長)

特別支援教育課です。鳥取聾学校、難聴学級の教職員の手話技術習得レベルに対する評価を実施しているか、教育現場で使用する学習言語の手話技術習得レベルを、県教育委員会として何を根拠として習得レベルを評価しているかというご質問をいただいております。

鳥取聾学校の職員につきましては、全国手話検定を大体受けております。初任者につきましては、研修等を

行いましてレベルアップを図っているところです。年度末の2級の所有者は、大体50%毎年超えているという状況でございます。

難聴学級につきましては市町村になりますのでちょっと把握ができておりませんが、鳥取聾学校が行う研修等に参加を呼びかけておりますし、県の方で、先ほど申しました、検定等受講料又は検定助成制度等を設けておりまして、希望があればそれぞれ、助言、手助けをしているところでございます。

次に聾学校の状況でございますけども、個々の教員の方が、教科等、特有の学習言語を用いながら、授業実施、実践をしているというふうに把握をしております。計画的に行われます授業研究会等で、どのような手話言語が適切かということを検討いたしまして、一人一人がわかる授業づくりを協議しているところでございます。

また、手話言語に関する有志の教職員研修会等も行われておりまして、具体的な授業場面を基に、学習言語を含む、手話言語について継続的、計画的に研修を進めております。

また、鳥取聾学校における児童生徒及び保護者向けのアンケートを毎年度行っております。大体概ね分かりやすい、良いという評価をいただいております。以上でございます。

(三王寺委員)

鳥取聾学校の三王寺でございます。研修会の開催についてと、それが支援部の充実にどう繋がるのかというご質問です。研修につきましては、保育園や学校、それから、母子保健研修会等から、講師として呼ばれております。難聴児の担任を対象とした研修会等も行っております。本校では、今年度は5回開催し109名、分校で10回開催し、15名の参加をいただいております。

講師としてお話するということにつきましては、それなりに事前に準備をいたします。その中で、正しく把握するとか、自分自身の研修に繋がると思っております。また、その会に出ることで、地域のニーズを把握できると考えておりますので、支援部の次の研修会にも活かされてされていくというふうに考えています。そういった面では、支援部の充実に繋がるものではないかというふうに考えて実施しております。以上です。

(石橋会長)

ご説明いただきましてありがとうございます。

今の説明に対して質問、ご意見いかがでしょうか。

(尾田委員)

東部聴覚障がい者センターの尾田です。地域支援部の充実について、関係があるかどうかわかりませんが、難聴学級の教育環境に対して、指導はありますか。そのあたりについて教えていただけますか。

(三王寺委員)

三王寺でございます。

難聴学級の先生に対しては、教育相談という形で支援を行っています。初めて難聴学級を担当された先生も多いので、教育課程、学習内容についてであるとか、指示の仕方であるとか、教室の環境であるとか、必要に応じて出向いて行って支援をしているところでございます。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございます。次お願いします。

(田中委員)

県サ連の田中です。ありがとうございます。今のご回答への続きなんですけれども、難聴学級の先生、または難聴学級がある学校からの依頼があって、動かれているのか、例えばその学校側が依頼をしなければ、ろう学校としては動けないという状況になるのでしょうか。

(石橋会長)

三王寺先生よろしくお願ひします。

(三王寺委員)

教育相談は依頼があつて行うものですが、研修会は全部の学校にお知らせをご案内をしています。

資料の 33 ページに、鳥取県内の難聴学級、合計 18 校を載せています。そこには必ず、どうですかつて言う声をかけていますので、電話でのやり取りから、きっかけとして、来ていただけませんかというようなことはたくさんあります。

(石橋会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。皆さんいかがでしょうか。ないようでしたら先に進めます。

●6-2 オろう者が働きやすい環境づくり、7 数値目標

6-2 オろう者が働きやすい環境づくり、7 数値目標について説明をお願いします。

(障がい福祉課太田室長)

はい。失礼します。障がい福祉課太田です。資料の 8 ページの項目の 10 番、11 番について説明をさせていただきます。

まず 10 番ですが、これは前回の手話施策推進協議会の時にも話があり、その時にうまく回答できてないということですが、自動車免許取得に当たりまして、利用者本人や自動車学校側の費用負担のない形で、自動車学校への手話通訳派遣について検討が必要と考えるが、県の考えはどうかというところでございます。

回答に記載させてもらっておりますが、この手話通訳ということで、意思疎通支援事業におきましては、県事業は団体派遣ということで、今回の個人への派遣という部分になりますと、やはり市町村の事業の方の範疇になるという判断をしております。

市町村事業におきまして、個人の資格取得に係るものというのは、手話通訳派遣を行うことができないというような取り扱いになるというふう聞いておりますが、免許取得に係る手話通訳派遣のご意見があったということにつきましては、市町村の方にお伝えしたいと考えております。

また県の方で、就労関係、雇用関係については商工労働部の方で、実施をしており、聴覚障がい者等就労支援事業というのがございますが、こちらで就職活動の支援制度としまして、就職を目的とした企業面談、企業側との労働条件折衝、就労前の職場実習に係る手話通訳の派遣という制度があるのですが、自動車免許取得につきましては、やはり個人の資格取得という部分もございまして、対象とはなっていないという状況を確認をしています。もともとご意見でありました県の産業人材センターの方で、手話をつけている部分ということにつきましては、事業主体ということで、事業実施上必要ということで、手話通訳をつけているという状況でございました。

という以上の報告でございまして、なかなか自動車学校への手話通訳の派遣というのは、少し困難な状況ではないかなと思つてるところでございます。

一つ、代替のものというわけではないんですが、スマホのアプリで、UDトークというアプリがあります。例えば今私がしゃべつてる内容も、即座に文字変換をしていくようなアプリがあります。これは無料でダウンロードできますので、例えばこれをダウンロードして、机の上に置いておけば、変換率があまり良くなく 7 割

ぐらいなのかもしれないですけども、ある程度しゃべっている内容というのは、即座に文字表示できるような無料のアプリがありますから、例えばこういうものを学校に紹介してですね、本人に使っていただくというのも一つの方法ではないかなと思っておりますので、そういうものの周知であるとか、できる限りの協力というのは、やっていけたらなと考えているところでございます。

続きまして、11番の数値目標のところでございますが、数値目標の「手話講座等受講者数の考え方」ということで、平成25年の1200人に対しまして、平成35年2500人というのは、初年度の水準の維持という設定かということにつきまして、こちらについては、その通り、半年を1年ということで、水準維持と考えておりまして、手話講座の受講者と、県民向けのミニ手話講座の延べ人数を合計した数値ということで報告をさしてもらっております。手話を新たに始める方でありまして、複数回参加される方、様々あると思いますが、手話の普及なり理解というところの目的には合致するという考えで、このように、数値目標を設定しているところでございます。以上でございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。

先ほどの説明の中で、免許取得につきまして、個人派遣はどうか、市町村の方に意見を伝えるとの話がありました。仲田課長がご参加いただいております。この問題について何かご意見等ございますでしょうか。

(米子市障がい福祉課仲田課長)

はい。米子市の仲田です。

運転免許取得に関する手話通訳派遣について、今回、委員の方からご意見があったということで、私の方でも調べてみましたが、個人の資格取得ということについては、かつて、手話通訳を派遣するかどうかについて協議したところ、市町村事業としても馴染まないのではないかとということがあって、今現在も派遣はしていないということでございました。現在どうしておられるのかということ、やはりそれなりに自動車学校さんの方でも、その特性だったりということに配慮されて、合理的配慮という中で、聴覚に障害がある方も含めていろんな方に、円滑に学習していただけるように、配慮なさっているところだと思いますし、中には、自動車学校自体で手話ができる教員がいらっしゃるところもあるようです。この資格取得についての個人派遣を認めるということになりますと、米子市だけは認めるとか、西部だけが認めるとかっていうことではなく、やっぱり全県下で話し合う必要が出てくると思いますし、自動車学校だけでいいのかというところも、議論をしなければならないということもありまして、簡単にできます、できませんっていうような判断ができる問題ではないかというふうには感じております。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。これについて意見等はございますでしょうか。

(田中委員)

県サ連の田中です。ありがとうございます。

確かに、自動車免許取得というのは、個人的な部分もあろうかとは思いますが、今の、特に鳥取県の中で、就職するということを考えたときに、単に個人の資格取得ではなくてやっぱり、生活に関わる仕事を探す上で、もう必須になっているのではないかと感じます。

そういうことを踏まえて、では、当事者のろう者の方としては、どうお考えなのかというものをお聞きしたいと思うんですが、前回の会議の時には、事業所の代表として、石橋さんのご意見をお聞きすることができま

したけども、ろう者個人としてのご意見というのは、どう思われるのかなっていうのも聞きたいなと思います。

(石橋会長)

石橋です。私の方から、一般の聞こえない方から聞いたことを紹介します。当然通訳はつけて欲しいということをおっしゃいますが、しかし制度上、通訳が派遣できない、つけれないということで、非常に苦しい思いをしている。試験にも何回も何回も落ちて、その都度、費用も発生するわけです。本番の試験も何回も何回も落ちて、1年かかって、結局諦めてしまったという方もいます。

また周りの支援者、一生懸命支援をしてボランティアで、手話通訳ではないんですが、この教科書の箇所の意味がちょっとわからないということで、代わりに手話でそれを伝える、そういった方もいらっしゃいました。非常に苦しい思いをされています。尾田委員も聞いておられると思いますが、私も通訳は実際ありませんでした。正直言って寝ていました。内容がわからなくて、当然のことです。

教官からいろいろ言われるのですが、もうわからないので、ただうなづいているだけ。だから頑張って頑張って技術を磨いて運転免許を取りました。夜間が非常に大変。明るいときは口も見ながら、教官が前に進んでとか、そういうふうにするので、前を見てねって言われるですけども、やはり口を見ないとわからないので、ここの役割ができないですね。横を見ては駄目だと言われるのですが、やはり私としては口を見ないといけないですね。隣にいるんですけど、最後にはこのような、結構乗りかかっているのですが、逆に邪魔なんですね。左ミラーが見えなくなります。そのような経験をしました。

また、懐中電灯で顔に照らしていただいて、教官を見てたのですが、ちょっとそれもどうかなという状態でした。一生懸命、懐中電灯で照らしてくださったのですが、やはり大変でした。やはり、手話通訳の派遣は認めていただきたいと思います。ですので、現状としては、取得を諦めるという方もいらっしゃいます。

個人的には手話通訳がつけれるような何か方法がないのかということをお聞きしたいです。そういったことを考えていただきたい。私だけではなく、他の聞こえない方もそうです。そうですよね、尾田委員。

それから、自動車免許だけではなく、例えば介護福祉士の試験、やはりそれも、資格の取得になります。ヘルパーになりたい、ケアマネになりたい。それも同じです。なかなか手話通訳を受けることができない。結局、諦めてしまう方もおられる。資格がないので正職員になれず嘱託のままという現状もあります。やはり職業上に影響があります。尾田委員に何かありますか。

(尾田委員)

東部聴覚障害者センター尾田です。

先ほど自動車の免許取得について、石橋会長の方から、やはりはっきりと講義の時はもう意味がわかりません。ちょっと意味がわからないので、うなづくだけ何となくこう入っているだけ。実際、技術の方がたまたま手話が少しできる教員だったんですね。その方が担当だったんです。非常に丁寧に教えていただいたんですよ。それでその技術のあたりでは、とてもよく分かり、技術の取得も早くできました。ほかのろう者にとっては、手話がないから大変だったという不満の声も聞きます。

私が免許を取得してから20年経つけれども、今も運転免許取得はまだ、そのままの状況であるということですので、何とかならないかということは思っています。それから資格取得に関わることですが、やはり情報保障がないと、自分の努力だけではなかなかできない。自分の努力だけと言われても、これはやはり個人的には、差別になるのではないかと思います。みんながこういった事を受ける権利があるんですけども、やはり社会福祉士になりたいとか、そういった目標があるのに、情報保障がない。それによって諦めてしまう。実際そういった現状があります。よろしいでしょうか。

(石橋会長)

障害者差別解消法がありますよね。現在、国の方で見直しをする話が出ています。

今、行政などの公的機関などは法定義務になっている。逆に民間企業の場合は努力義務となっています。その努力義務を変えなければ、やはり公的機関と同じ法定義務扱いになれば、大きく変わると思います。聞こえる、聞こえない関係なく平等になる。事業者が手話通訳者を準備する。そういったことを配慮するというのが、一番いいのですけれども、現状なかなかそういったことが難しい状況になっております。鳥取県として、このままで終わっていいのか、どうなのか。こちらの協議会の方でも、このままで終わっていいのか。ここは目をつむって進めるのか、そのあたり、一緒に考えていただけたら大変ありがたいと思います。いかがでしょうか。

(石橋会長)

暗い話になってしまいましたね。

国広委員どうぞ。

(国広委員)

オブザーバーで、労働局の博田課長がいらっしゃるのをお聞きしたいんですが、ハローワークでは、遠隔手話サービスのために、例えばタブレットを置くなど、そのような配慮をしていらっしゃるのでしょうか。大変唐突だと思われるかもしれませんが、ICTを利用して今いろんなことがされて、リモートであるとかこうやって会議も開かれています、手話協力員がいらっしゃるのは週1回2時間くらいということなんです、それ以外で職を求めて、聞こえない、聞こえにくい人はお出でになると思います。その時に、例えば、電話リレーサービスとか遠隔手話サービスなどを利用して、ハローワークに行った聞こえない人が、その場でいろんな相談ができるように、体制として整っているのかどうかをお聞きしたいと思います。

(石橋会長)

博田課長さんからご説明いただけないでしょうか。

(博田オブザーバー)

鳥取労働局職業対策課の博田と申します。先ほど国広さんからのお問い合わせなんですが、このコロナ禍で、これ全国的に、障害のある方にかかわらず、求職者の相談に対してこの遠隔で求職相談ができるように、タブレットのようなものを準備して、ただちょっと数が少ないので、今やっていますが、そういったリモートで求職相談や、あわせて、企業説明会をできるように、こういったものができるように準備を整えていてですね、実際まだ聴覚障害者の方が、そういうリモートでご相談を受けたと聞いてませんが、一般の求職者の方で、そういったことでリモートのご相談をこんなかやってるってことはあります。

特に障害のある方で、なかなかハローワークにおいでになれない、そういった方に対しての相談もですね、もっと充実させるように当然考えております。

(石橋会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

時間がないようですので、次の方に進めたいと思います。

■議事(2)② 教育に係る取組状況

(石橋会長)

教育の取組状況についてです。こちらは手話施策推進の取組の重要な項目である、教育に係る取組状況について報告をお願いします。事務局と三王寺委員からご説明をお願いします。

(特別支援教育課山本課長)

特別支援教育課です。

資料 3 ページ、9 ページをお願いします。「手話で学ぶ教育環境整備事業」ということで、毎年この資料はつけておりますので、ご覧いただければと思います。来年度の取組の内容は、これまでの内容と一緒にございます。

そうしますと、10 ページ以降で取り組み状況とかを説明させていただければと思います。10 ページは、平成元年と昨年度の派遣学校数などの状況でございます。右の方に概要を書いております。過去最高の派遣数です。一校当たりの派遣数を減らして、なるべく多くの学校に手話などを体験していただくということで、やっております。10 ページの下の方お願いいたします。派遣回数につきましても 626 と過去最高ということでございます。

11 ページをお願いいたします。派遣人数でございます。これも見ていただければと思いますが、上の方の括弧で、手話学習の依頼内容と、手話普及支援員の可能な日時の調整により、約 4 割の手話普及支援員について派遣ができなかったと、ここら辺が問題かなというふうなことで感じております。派遣延べ人数は、平均で 1 人 10 回程度ということでございます。全体の派遣延べ人数はちょっと若干減ってきております。

12 ページをお願いいたします。手話に関する学習状況調査でございます。

調査目的は、県内各学校における手話の学習状況調査をすることで、学校の実態やニーズを把握するとともに、教育施策の評価、改善をするために行っております。下の方、手話ハンドブック、先ほども話しました小一で配ったりしておりますけれども、活用状況としては小学校入門編はほぼ使われているとか、活用編も使われているところですけども、ちょっと中学校の方が少なくなっているということです。

それから、13 ページをお願いいたします。手話ハンドブックの入門編を、どのような場所で使ってもらえたかということでございます。小学校の場合は、授業とか総合学習とかありますので、そちらのところでも多く使われているということでございます。クラブ活動とか朝の会とかでも使われているというような状況でございます。中学校や高校だとそこら辺が落ちてくるなと思っております。ここらがまた課題として対応を検討してきたと思っております。

手話教材の活用状況でございます。AKASHI～証～を作っているのですが、これにつきましては手話ハンドブックと併用する学校が多いというようなことでございます。手話関連図書につきましても、小学校が多く使われているという状況でございます。

14 ページをお願いいたします。手話に関する取り組み状況でございます。小学校とかでは、クラブ活動等で活用されているということがありますし、独自の取り組みをされているところが幾つかあります。

下の方に書いてありますけれども、小学校では、聾学校の学校祭に参加をしたとか、また手話検定を受検したとかがありますし、中学校では文化祭で、手話劇を発表したとか、手話による全校合唱を行ったということでございます。高校については手話パフォーマンス甲子園に参加しましたとか、人権教育ホームルームで、AKASHI～証～を視聴して 2 週にわたって手話について学習したとかいうようなことでございます。

手話施策推進計画で学校における手話の取組実施率が 100%を目標しておりますけれども、令和元年度は 93.4%ということで徐々に増えてきております。来年度でも 100%なるように頑張って取り組んでいきたいなと思っております。

次に 17 ページをお願いします。これは PR でございます。これまで東部地区は聾学校、高校がありまして西部の方は、ひまわり分校がありましたけれども、中部地区には拠点というものがございますでした。

それで、小さいお子さんとかは、中部から東部に通ったり、中部から西部に通ったりなかなかお子さんの負担が大きいというような声を聞いておまして、中部療育園というのがありましたけれども、そこが手狭になったということで新たなところに出まして、そこが空きましたので、盲学校と聾学校の、特に幼いお子さんを中心

として、そういう学習とか教育ができるような場を作りたいということで、バックアップの拠点を昨年の 10 月から設置しました。

それでは 18 ページをお願いしたいと思います。一番下の 6 の 3 のところを見ていただければと思いますけれども、利用するお子様の方も今増えてきておりますし、これからさらに増えるという状況です。これまでは小学校の一室を借りて行っておりましたので、その声が入ってきたりとか、騒がしいとかいうこともありましたし、またこれは私も気づいたんですけど小さいお子さんはですね、小学校 3 年生とか 2 年生のお兄さんが怖くて、なかなかトイレに行けなかったのが行けるようになったとか、大変いいという声は聞いております。こうゆうのを PR して行って、聴覚障がいの教育の方を充実させていきたいなと思っております。私からは説明は以上でございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。

続いて、三王寺校長先生から、御説明をお願いします。

(三王寺委員)

鳥取聾学校の三王寺でございます。聾学校を紹介させていただきたいと思っております。21 ページから、本校の方は、今年度 112 年目を迎えました。分校の方が 27 年目を迎えています。では、22 ページをご覧ください。現在の幼児、児童、生徒の状況についてです。本校は 22 名、分校は 11 名の児童生徒がいます。その内訳は 23 ページをご覧ください。補聴器をつけている人工内耳をつけているということで数をカウントしますと、この表のようになります。合計して生徒数と合わないのは、片方が人工内耳、片方が補聴器、ということです。出身地及び通学状況はご覧の通りです。では、24 ページをお願いします。近年の進路傾向です。高等部を卒業しますと、進学か、或いは就職かというような選択に迫られます。最近の進学先としては、24 ページの下の方にあげている通りです。25 ページには就労先をいくつか挙げさせていただいております。今年度、高等部 3 年生を卒業します二名の生徒につきましては、進路先は島根大学、それから吉備リハに進むということが決まりました。

では、25 ページをご覧ください。学習を進めるにあたって、聴覚障がいの理解であったり手話の研修であったり、様々な研修を行っています。回数については、ここに書いてあるとおりです。

その下の YouTube チャンネル開設というのは、今年度鳥取聾チャンネルというのを開設いたしました。この資料に上げていますのは、乳幼児教育相談の方向けの、そこでやった手話歌、手話遊びを、ユーチューブでアップさせていただいて、見て何回も親子で遊んでいただくというようなことを企画しました。これを開設するにあたって、機器の使い方であるとか手話をもう一度見直すなどの研修にも繋がっております。

では 28 ページ、先ほども交流の話をさせていただきました。様々な交流をしております。その中で、貴重な体験をしております。

29 ページの方にも、仲間づくり交流会であるとか、さんさん交流会であるとか、難聴学級を通っている子供さんにも声をかけて、県内に集まって、交流を進めているところです。また先輩の話を聞きたいっていうのも、社会に出た時の話としてとても有効だと考えております。

では 30 ページをご覧ください。平成 16 年から入れておりますが児童生徒数の推移です。合計しますとこのようなラインになっています。31 ページの「幼児・児童・生徒数を増やすために」ということを本校の課題の一つというふうに考えております。その中で、支援部は、聾学校に繋がる最初の入口というふうに考えています。

32 ページをご覧ください。教育相談や通級指導という形で、県内各地のお子さんにつながっています。下の段には、乳幼児教育相談、今年度を来られている方の数を挙げております。必ず乳幼児教育相談に来られ

ると、聾学校に繋がるというわけではありませんけども、聞こえにくさ、聞こえない子供たちにとってはとても大事な機会ではないかなというふうに考えております。

では 33 ページです。先ほども紹介しました難聴学級、県内各地にあります。難聴学級への支援、それから通常学級におられても、聞こえにくさがあるお子さんはたくさんおられますので、そういったお子さんにも支援しているところです。

一番下は、先ほど言いました条例第 12 条に関わる部分です。手話教育推進委員会のこと、自主勉強会っていうのは、もっと発音指導ができるようになりたいとか、手話を覚えたんだけど、学習にどのように使っていたらいいだろうとか、というような、自分の目的に合わせて、勉強会に参加するというような活動もしております。簡単ですが、以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。今ご説明いただいた内容についてご意見質問等いかがでしょうか。

(国広委員)

資料 9 ページ。手話普及支援員の派遣制度についてです。感想になると思います。現在コーディネーターが、学校側の要望を聞いて、手話普及支援員を調整し派遣されています。それは当然なんですが、次の段階として、学校で、その学校側が意図する内容と手話普及支援員が持っている力量で教える内容と、その辺の調整をコーディネーターの方がきちんとしていらっしゃるのかなと思います。といいますのは、以前、ある学校の見学に、関係者の了承のもとに行きました。その時に、コーディネーターが、当日指導する内容のパワーポイントを何枚も準備して、学校側とコーディネーター側と、手話普及支援員と三者で事前に打ち合わせをします。その時にパワーポイントを沢山準備されていても、支援員がやりたい内容と若干ずれがあって、パワーポイントのここはいらないので、これは使いましょうっていう打ち合わせに時間をとっているように見受けられました。ところが、教室に行ってみますと、手話普及支援員がしようと思ってることは児童としては既に済んでいる内容だったんです。コーディネーターは学校側と調整をしきっているのかどうか。非常にもったいない時間を使っているなということその時に思いました。

それから、あるときには、これは手話普及支援員が全く知らないことだったんですけれども、コーディネーターが児童の名前を 1 人ずつイラストを書いて、学校側に渡してありました。そういうようにコーディネーターがしていることは、全てオープンにしてとは言いませんけれども、手話普及支援員が実際指導しようと思うことと、コーディネーターの方が、丁寧過ぎているのではないかと思います。そういうことをしたよということが、手話普及支援員にわかって、それを利用してやるのが、できます。無論それは指導の力量にもよると思いますが、コーディネーターの役割って何だろうっていうのを改めて、県教委はどう考えていくのか、つまり資料作成までして、コーディネーターはやらなきゃいけないのかどうか。むしろ学校側との調整を密にしてもらって、手話普及支援員に、学校側がどういうことをやりたいのかという意図をちゃんと伝える役目が本来ではないかなと思います。そこをお聞きしたいと思います。

それとですね、資料 10 ページ以降あります数字について、分母の学校数がわからないので、パーセンテージもわからないし、多いのか少ないのかもわからないし、表記の仕方をもっとよくわかるようにしていただければと思います。

それと、三つ目の質問になりますが、11 ページの、ここに約 4 割の派遣ができなかった。派遣なしの数字が堂々と書いてある。これ、あまりよく意味がわかりません。いわゆる要請があつたけど、4 割は受けなかった。これは予算の関係なのか。人員がいなかったのかどうか。そこがよくわからないので、教えて欲しいと思います。

四つ目は、13 ページです。手話ハンドブック入門編の活用状況で、この数字って何ですか。よくわかりません。例えば小学校の授業の総合 71。71 回使った。合計というのが、どういう形でどこでどうなのかっていうのはちょっとわかりにくい数字だと思いますので教えてください。

それから 13 ページの下の方の教材です。手話関連図書を活用した小学校はかなり多いなというふうに思っておりますが、どの関連図書なのか、具体的なものを教えてください。

それで、これに関連して、例えば検定を受ける子供たちもいます。そうすると、最初に配布された辞典は新たになっておりますが、その購入費用というのは、学校側が持つのか、或いは、県教委として新たに配布しているのか、その関連図書のことについてお聞きしたいと思います。質問は以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。では、4 点。感想とご質問いただきましたけども、事務局からお願いします。

(特別支援教育課山本課長)

特別支援教育課です。ご質問ありがとうございます。先ずコーディネーターと手話普及支援員との情報共有ということでございます。こういうことがあったということで、先ずコーディネーターの方にも伝えていきたいなと思っております。ちょっと言い訳じみたこととなりますが、手話コーディネーターは学校の方に行きますが、初めての先生もありますのでこういうことがいろいろできますよということで、いろんなものを示してるんじゃないかなというふうなことで、多くのことを示し、そこからやっていただくということでやってるのはないかなと思っております。ただ先ほど言われた通りでして、情報がうまく伝わっていないということが多々あるようなことが分かりましたので、その点につきましてはコーディネーターの方に伝えていきたいなと思っております。

それから、次に 10 ページでございます。申し訳ございません。派遣学校数につきましては全体の数を示さしていただきまして、また何かの折にお知らせをしたいなと思っておりますが、すいません、学校数につきましては、12 ページの上の方でございますので、そちらを今回は見ていただければと思います。

それから続きまして 11 ページでございます。ちょっと私の考えが間違ってるかもわかりませんので、もし違ってましたら、担当の方から再度説明をさせていただきますけども、やはり内容とかによりまして、人が限定されるというのが一つありますし、もう一つは時間とかによって働いてる方につきましては、なかなか行きたいけど、この時間の仕事があつていけないとかというようなことで、この手話普及支援員さんの 4 割が派遣できなかったというようなことで、実態を正直に書かせていただいたということだと思っております。

それから 13 ページでございます。手話ハンドブック入門編の活用状況ですけど、この数字は学校数で、例えば小学校の総合は 71 校ということで見いただければと思います。ただこれも総合学習でも使いますしまたクラブ活動でもされるということですので、合計が 123 校でないことはご理解をいただければと思います。

手話関連図書につきましては、これも間違ったら担当から説明をさせていただきますが、学校の方が準備したといえますか、購入した関連図書をどのように活用しているかということで理解をしております。

(特別支援教育課 中井指導主事)

特別支援教育課の中井です。手話関連図書についてのみ補足をさせていただきます。条例が制定されて間もなくですね、教育委員会の方から、小学校、中学校、高校、特別支援学校に、手話に関する本をですね少しピックアップさせていただいて、配布させていただいています。その本の種類については、学校の段階にあったものですので、小学校では絵本のようなものが多かったと把握しています。

ただ、学習状況調査の時にはですね手話関連図書全体も使ってるかどうかという質問のみにしていますので、詳細で絵本を使いましてとか、辞典を使いましてとところまでは、申し訳ありませんが調査が行き届いておりません。ただ、例えば小学校ですと、全体で 90 校が配布された手話の本を使っていますという、回答をい

ただいている状況です。

(石橋会長)

よろしいでしょうか。

(国広委員)

ありがとうございました。それが 11 ページの先ほどの派遣なしの 4 割の件ですが、仕事があり難しいから派遣できなかったというお答えでした。あれという感じです。学校側の派遣依頼に答えるのが、本来ではないかと思っております。昼間の仕事があるから難しい。当然のことですが、では、昼間仕事をしてらっしゃらない方に本当に打診をしたのかどうかです。ただ単に、あの人だからあの人がよく動いてくれるからお願いをしたところという考え方だけは、おかしいと思います。その 4 割派遣できなかったことは大変もったいないことだと思います。学校側としては、なんとか、時間を作ってやろうと意気込んでいながら、お願いしたら、人がいないから難しいです、と言われ、どうなんでしょうね。お願いした学校の立場としては、手話普及支援員は多分 90 名近くいると言われた、120 人、失礼しました。ということは 120 人全員が無理だった。無論東部から西部行くとかその逆であるとか、それはもう無理なので、例えば、隣の圏域であれば中部に人がいなければ、東部から誰かを派遣する、いろんな方法が考えられると思います。この 4 割派遣できなかった、この数字を見て、どうなんだろうな。皆さんはどう思われますでしょうか。学校側の意向というのを、こんなに人がいないから、もう無理ですよって答えてしまう。それでいいんでしょうかね。そこはもっと幅広く当たって、できるだけ派遣に答えるようにするのが、コーディネーターの役割の一つだと思います。

(石橋会長)

ありがとうございました。

以上、ご意見として挙げさせていただくということで、大変申し訳ないのですが、12 時を過ぎました。

■議事（3）その他 手話施策に関わる新型コロナウイルス感染症の影響等について

(石橋会長)

次が最後になります。皆さんに配布させていただいていますが、資料 5 について、事務局からの説明は省かせていただきます。新型コロナウイルスの影響について、皆さん、ご質問等いかがでしょうか。

(国広委員)

コロナ禍において、今日から医療従事者のワクチン接種が始まります。高齢者が 4 月からの予定なんです、そこについての通訳保障というのか、そういうのがどうなるのかなあっていうのは、少し気になります。というのは、個人接種、それから集団接種という二通りあります。その中で集団接種であれば、いろんな流れの中で、通訳者が個人の聞こえない、聞こえにくい人と一緒に動いて 最後までいるのかどうか、或いは、その場面場面において、通訳者は配置にされるのか、というようなことも気になります。それから、特に、経過を見る、接種後の 15 分とか 30 分、それを見るのも、当然そこまでは必要なところなんです、そのようなワクチン接種についての通訳保障について検討されていたら、県及び市の方に少しご意見を伺いたいです。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。事務局の方から説明をお願いします。

(障がい福祉課太田室長)

失礼します。障がい福祉課、太田です。詳細については、まだ、ワクチン接種の方法については、実際は市町村の方で実施をされるんですが、その指導なり、確認は当然、県の方も関わってやっていく中で、障がいのある方、聴覚障がいに限らず、視覚障がいの方も含めて、問題なく説明できるようにというのは当然のこととして、それについては検討を進めているところです。今、具体的に、手話通訳なのか遠隔サービスなのかというのはまだ決定はしてないので言えないのですが、当然、情報保障というのはしっかりする必要があると、こちらでも考えておまして、担当課にもこちらからも働きかけておりますし、当然、事前にですね、その障がいのある方にも情報が行き届くように、当然、現地でも行き届くようにしたいと考えております。今検討を進めているというところで、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

(石橋会長)

ありがとうございました。米子市の方からいかがでしょうか。何か説明ありますか。

(米子市仲田課長)

はい。米子市です。先ほど県の方もおっしゃったように、まだワクチン接種の方法も含めて、未定の段階ですので、確かなところは決まってないと思います。当然、様々な障がいがある方が困られることのないように、対応は考えていかなければならないと思っております。以上です。

(石橋会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、時間も過ぎてますので、こちらの協議会を終わらせていただきたいと思っております。実際のこちらの協議会の中で、いくつか課題があったかと思っております。先ず、運転免許の取得のこと、それから、介護福祉士、社会福祉士の他、例えば、NHKのカルチャー講座、文化講座とか、スポーツ教室、自分の趣味などのためにも、聞こえる、聞こえないことに関係なく、そういったものはもちろん必要ですが、情報保障がない。手話通訳をつけられない、そういったことで諦めてしまう、趣味は同じなのに諦めてしまう。それはいいのかどうなのか、そういったことを考えていかなければならないという課題。それから、今後、ワクチン接種は集団接種なのか、それから個別接種なのか。例えば、集まって、集団接種をするのか、そういった話もちょっと聞きます。聞こえない人だけが集まって接種するのか、そういったことあたりは、十分な検討を進めなければなりません。もうワクチン接種の方も始まっていますので、間近かに迫っております。そういった二つのことを感じました。

今日は、オンラインでの参加もございました。時間が大変過ぎてしまいまして、大変申し訳ございません。皆さん、お疲れになられたかと思っております。皆さんに感謝申し上げます。最後に事務局から何かございますか。ありませんか。では、令和2年度第2回鳥取県手話施策推進協議会を閉会したいと思います。皆さん、お疲れ様でした。